

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月十六日

内閣総理大臣 石 破 茂

政令第百八十号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第九条の十四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第五条に見出しとして「受験手数料」を付し、同条中「一万三千九百円」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石 破 茂